

遠隔講義において、気象事象による災害発生の恐れがある場合の 授業及び定期試験の取扱いについて

気象事象による災害発生の恐れがある場合の休講についての判断は、それぞれの大学での規定に基づき行う。この取扱いでは、片方または両方の大学がこのことにより休講となった場合の授業及び定期試験の扱いについて定める。

1. 山口大学から発信の場合

【山口大学が休講となった場合】

山口大学、鹿児島大学ともに休講とする。山口大学の講義担当教員は、鹿児島大学のカウンターパート教員との協議により、補講その他代替の措置をとる。

【鹿児島大学が休講となった場合】

鹿児島大学との遠隔接続を行わず、山口大学のみで講義を実施する。代替措置として、山口大学で当該講義を録画したものを鹿児島大学へ提供し、鹿児島大学は、適切なタイミング、環境で鹿児島大学の学生に受講させる。ただし、定期試験の場合には両大学休講とする。

【両大学とも休講となった場合】

山口大学の講義担当教員は、鹿児島大学のカウンターパート教員との協議により、補講その他代替の措置を検討し実施する。

2. 鹿児島大学から発信の場合

【鹿児島大学が休講となった場合】

鹿児島大学、山口大学ともに休講とする。鹿児島大学の講義担当教員は、山口大学のカウンターパート教員との協議により、補講その他代替措置をとる。

【山口大学が休講となった場合】

山口大学との遠隔接続は行わず、鹿児島大学のみで講義を実施する。代替措置として、鹿児島大学で当該講義を録画したものを山口大学へ提供し、山口大学は、適切な方法で山口大学の学生に受講させる。ただし、定期試験の場合には両大学休講とする。

【両大学とも休講となった場合】

講義担当教員は、山口大学のカウンターパート教員との協議により、補講その他代替の措置を検討し実施する。